

Ⅲ

地方法人課税の偏在是正

1 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなっていた法人住民税法人税割の税率の適用時期が、2年6か月延期されます。

平成28年【3月】改正					平成28年【秋】改正	
	改正前		改正後 (平成29年4月1日 以後開始事業年度~)			(平成31年10月1日 以後開始事業年度~)
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率		
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%		
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%		

2 地方法人税の税率改正の実施時期の変更

地方法人税の税率は、平成28年3月改正で、平成29年4月1日以後開始する事業年度から、4.4%から10.3%へ引き上げることとされましたが、今回の改正により、この適用時期が、平成31年10月1日以後開始する事業年度からに変更されます。

3 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止時期の変更

- ① 地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元は、平成28年3月改正で、平成29年4月1日以後開始する事業年度からとされましたが、今回の改正により、この適用時期が、平成31年10月1日以後開始する事業年度からに変更されます。
- ② 地方法人特別譲与税は、平成28年3月改正で、平成30年8月譲与分をもって廃止されることとされましたが、今回の改正により、平成33年2月譲与分をもって廃止することとされました。

4 法人事業税交付金制度の創設時期の変更等

平成28年3月改正において、平成29年度から創設することとされた法人事業税交付金制度は、今回の改正により、平成31年10月1日から創設されることに変更されます。

Ⅲ

地方法人課税の偏在是正